

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年6月20日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	東広島市生涯学習推進計画改訂における目標設定・管理評価方式策定業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13050025
(3) 物品委託役務内容	現行の東広島市生涯学習推進計画を改訂し、活動目標及び成果目標の設定等を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	生涯学習課、受注者の作業所
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	調査・計画>各種行政計画・調査等
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和5年6月20日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年6月20日～ 令和5年7月10日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年6月20日～ 令和5年6月27日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 生涯学習部 生涯学習課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館2階） 電話番号 082-420-0979 /ファックス番号 082-422-1610 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年6月30日～ 令和5年7月10日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和5年7月6日～ 令和5年7月7日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和5年7月10日 午後2時10分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

東広島市生涯学習推進計画改訂における目標設定・管理評価方式策定業務 仕様書

東広島市教育委員会生涯学習課

1 業務の目的

令和元年度に策定した東広島市生涯学習推進計画（以下「推進計画」という。）について、これまでの推進計画の進捗状況および国が定めた教育振興基本計画を参酌し、本市の実情に応じた見直しを行うとともに、市民の「学び」が「実践」につながる好循環を育むため、令和6年度を初年度、令和10年度を目標年度とする5年間の計画期間として現行の推進計画を改訂し、推進計画の指標となる活動目標および成果目標の設定、目標の進捗管理および評価方法を策定するものである。

2 履行場所

生涯学習課、受注者の作業所

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

4 業務内容

(1) 計画・準備

本業務を遂行するにあたり、事業を円滑に実施するために業務計画書を作成する。

業務計画書には契約約款に基づき、業務実施計画書を作成し、業務実施責任者（約款第11条に基づく、その他契約の履行のために必要な事項として、受注者の連絡体制）を定める。

(2) 情報収集

国・県の今後の動向や推進計画及び本市の各分野の諸計画（※1）との関連付けや、先進自治体の生涯学習（※2）における設定目標、進捗管理および評価方法を図書やインターネット、聞き取りなどから収集（※3）し、整理表を作成する。

※1 諸計画一覧

	改訂（策定）時期	計画期間
第3期教育振興基本計画 閣議決定	平成30年6月15日	平成30年度～令和4年度
次期教育振興基本計画について（答申）文部科学省	令和5年3月8日	—
広島県教育に関する大綱	令和3年2月	令和3年度～令和7年度
「広島県 教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針	—	令和3年度～令和7年度
東広島市総合計画（第5次）	令和元年度	令和2年度～令和11年度
東広島市教育大綱	令和5年度	令和6年度～令和10年度
東広島市教育振興基本計画（第3期）	令和5年度	令和6年度～令和10年度
学びのキャンパス推進事業における行動計画	令和4年度	—

※2 「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられる。

（出典）文部科学省：平成29年度文部科学白書「第3章生涯学習社会の実現」

※3 「収集」とは、関係する本文全てを閲覧できる形に整えることをいう。

(3) 提案等

(2) で収集した情報および資料1を参照し、次の表に掲げる項目について、提案、助言、提供等を行う。なお、提案内容については、実現性と実効性を十分考慮したものとする。

NO	内 容	納 期	備 考
1	小項目、課題項目の変更の要否の提案	7月下旬	資料1参照
2	進捗管理表（素案）の作成、提案	8月上旬	
3	成果目標の範囲および項目の提案	8月上旬	5年ごとに評価できる目標
4	発注者が設定する活動目標の範囲および項目に対する助言	8月上旬	1年ごとに評価できる目標
5	発注者が設定する成果目標値に対する助言	8月下旬	
6	発注者が設定する活動目標値に対する助言	8月下旬	
7	生涯学習を取り巻く社会情勢、国・県の施策の動向に関する資料提供	9月下旬	人口動態、出生数、平均寿命の推移グラフ等
8	評価方法の提案	9月下旬	
9	本文の修正	11月上旬	専門的知見を活かした助言、修正、論旨や根拠に矛盾や不足等がないか確認
10	推進計画の校閲	2月下旬	

(4) 仕上

当該業務において、推進計画の納品はデジタルデータとするため、印刷本の納品は要しない。ただし、デジタルデータの納品に際し、次の調整作業を業務として行うものとする。

① 推進計画の構成調整及び文字等校正

ア 全体

ページの配置、色・写真・イラスト・文字・図表などのレイアウトを調整する。

※発注者作成の本文は、50ページ程度を想定している。

イ 文字校正

発注者が作成したパワーポイントデータについて、文字校正を行う。

ウ その他

わかりやすい計画書とするため、受注者は発注者とキャプション・表示等について、綿密な打ち合わせを行う。

② ページ附番

表裏表紙と目次はページにカウントせず、各ページの下部中心にページ番号を附番する。

(5) 役割分担 (○：主、△：副)、スケジュール

推進計画の構成は概ね次に掲げる内容とし、策定にあたり各項目の役割は表のとおりとする。

なお、推進計画の本文は発注者が作成するものとし、構成は策定過程で変更する場合がある。

		策定期間	発注者	受注者	受注者内容
第1章 推進計画の概要	1 推進計画策定の趣旨	9月末	○		
	2 推進計画の位置づけ・範囲及び期間	9月末	○		
第2章 生涯学習を取り巻く環境	1 生涯学習を取り巻く社会情勢	9月末	○	△	データ (※4) 提供
	2 国・県の施策の動向	9月末	○	△	データ (※4) 提供
	3 東広島市の現状	9月末	○		
	4 これまでの取組と課題	9月末	○		
第3章 基本目標・施策	1 基本目標	9月末	○		
	2 施策の体系	9月末	○		
	3 基本施策・施策の方針	8月末	○	○	成果目標の項目を提案 (目標値は発注者が設定)
第4章 推進計画の推進	1 推進計画の評価	9月末	○	○	評価方法の提案
	2 推進計画の進行管理	9月末	○	○	進捗管理方法の提案
第5章 東広島スタイル	パイロット事業	9月末	○		
初稿版	パブリックコメント実施に、成果品同等の仕上げをしたもの	11月15日	○	○	各分野の諸計画との整合性を図り、総括的に校閲する
諮問版	諮問機関諮問用に、成果品同等の仕上げをしたもの	令和6年 2月15日	○	○	本文の修正、校閲
最終版	諮問機関答申後に、成果品同等の仕上げをしたもの	令和6年3月 8日	○	○	本文の修正、校閲
完成版	議決後のもの	令和6年3月 29日まで	○	○	本文の修正、校閲

(※4) 当該データとは、本文に掲載するグラフ形式に加工したデジタルデータ（以下「グラフ」という。）、及び、本文に掲載する内容として整えたグラフの解説文（テキスト形式）をいう。

5 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書並びに関係する法令、省令、規則、細則、通知、通達および条例等を遵守しなければならない。

6 個人情報の保護および秘密の保持

受注者は、本業務の処理上知り得た個人情報およびその他一切の秘密を他人に漏らしたり、本業務の処理以外の目的に使用してはならない。

7 打合せ等

- (1) 受注者は、本市担当者と緊密な連絡を取り、十分に打合せを行って業務を遂行するものとし、担当者が指示した事項についてはその指示に従わなければならない。
- (2) 本市担当者との主要な打合せは、受注者の責任において議事録を作成し、遅滞なく本市に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、本仕様書の記載事項または本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに本市担当者と協議するものとする。

8 資料の貸与

本業務の遂行に必要な資料の収集、調査等は原則として受注者が行うものとするが、本市で所有している資料等で本業務に利用できるものは受注者に貸与する。

なお、貸与された資料等については、受注者においてリストを作成のうえ本市に提出し、業務完了後は速やかに返還するとともに本市担当者の確認を受けるものとする。

9 著作物の使用等

- (1) 受注者は、業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物を使用しようとするときは、当該著作物の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約に係る一切の手続を行わなければならない。この場合において、受注者は、当該契約等の内容について事前に本市の承諾を得るものとする。
- (2) 業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じたときは、当該紛争の原因が本市の責めに帰す場合を除き、受注者の責任および負担において一切を処理するものとする。この場合、本市が当該紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、受注者は必要な範囲で訴訟上の防衛を本市のために講じなければならない。

10 成果品の検査等および著作権等の帰属

- (1) 受注者は、本仕様書で成果品として指定された提出物一式を納品し、本市の成果品検査を受けること。
- (2) 本市の成果品検査の合格をもって業務の完了とする。なお、本市の成果品検査において修正を指示した箇所については、直ちに訂正すること。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う契約の内容に適合しないものが発見された場合、受注者は直ちに成果品の訂正を行わなければならない。
- (4) 受注者は、成果品（報告書、資料、議事録、履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得たときはこの限りでない。
- (5) 業務の実施に当たって生じた著作権等のすべての権利は本市に帰属するものとする。

11 成果品の修正

- (1) 初稿版は、パブリックコメント等の公開用に作成したもの。パブリックコメントや、議会、市経営戦略会議、社会教育委員会等の意見を踏まえ修正する。
諮問版は、本市の生涯学習推進の諮問機関である東広島市社会教育委員会に答申および審議を経るものとし、その社会教育委員会への諮問用に作成したもの。附属機関の答申の意見を踏まえ修正する。
最終版は、市経営戦略会議への審議用に作成したもの。市経営戦略会議等の意見を踏まえ修正する。
完成版は、教育委員会への審議用に作成したもの。教育委員会等の意見を踏まえ修正し、成果品として納品する。
- (2) 上記のうち、専門家の意見等により修正または加筆訂正が生じた部分については、軽微な修正は、市が修正を行うことで対応する場合もあるが、原本性に疑義が生じないよう発注者と受注者は相互に連携を密にするものとする。
- (3) 受注者は、成果品納品完了検査後に、発注者から加筆訂正および追加資料の提出の協力を受けた

際は、その対応に協力するものとする。

その際の費用負担については、発注者と受注者の協議の上で定めるものとする。

1 2 委託料の支払

委託料については、委託業務完了に伴う完了検査に合格した後、請求書に基づき一括して支払う。

1 3 成果品

成果品は次に掲げるものとする。

- (1) 業務報告書（キングファイルA4） 2部
「4 業務内容（(4)を除く）」で作成した報告書一式を格納すること。
- (2) 推進計画書の電子データ（パワーポイント2010、JPEG、PNG、PDF） 1式
- (3) 打合せ記録簿 1式
- (4) その他関連資料 1式
- (5) その他、本市と受注者との協議により必要と認められたもの

1 4 問い合わせ先

生涯学習部 生涯学習課

電話 082-420-0979

FAX 082-422-1610

資料1 計画項目立て一覧 (※5)

NO	大項目	中項目	小項目	課題項目	行動計画 頁数(※6)	R 5 事務 事業頁数 (※7)	
1	(1) 豊かな学びへの支援	① 現代的・社会的課題に対応した学習機会の提供	大学や試験研究機関等と連携した講座の実施	大学連携講座	39,41	251,253,254	
2				人づくり講座	39,43	259	
3					文化芸術講座	39,45	245,252
4				人生100年時代を見据え、高齢者を対象とした講座の展開	健康講座	39,49	282,283
5				地域課題の解決に繋がる学習機会の充実	理系・イノベーション講座	39,47	246,247
6					主体的な学び教育講座	39,55	259
7					環境講座	39,57	
8					黒瀬地区は、地域センターの無い地域としてのスタイルを試行する(集合型オンライン講座)。	63	260
9					福富・志和地区は、郷土愛や環境保全の学びを推進する。	63	260
10					豊栄・河内地区は、県立高校の立地を活かした学びを進める。	63	260
11					安芸津地区は、安芸津文化連盟を中心とした地域の学びを推進する。	63	260
12					西条・八本松・高屋地区は、大学連携、人づくり、文化芸術といった既存戦略の学びを推進する。	63	260
13				② 主体的な学びの促進	学習意欲の向上と学びの奨励	小「やってみよう」、中「何をやるか考えよう」、高「人の役に立とう」の3ステップで学びを推進する。	61
14			ジュニアパスポート・生涯学習パスポートの利用促進を図る。		62	260	
15			児童青少年センター活動の充実、青少年の地域活動交流の促進、児童放課後活動の充実		74	233,234,236,470	
16			地域学校協働活動の積極的な参画		75	237	
17			成人式(二十歳のつどい)			291	
18			部活の地域移行		76		
19			スポーツの魅力づくり		50,136	282,283	
20			学習情報の発信・提供の充実		情報発信(メディア、ホームページ、ポータル活用)	94,104,120	275,261
21					市史編さん	70,111	275
22					東広島芸術文化ホール「ふれる」機能	78,79	267
23				博物館「ふれる」機能	104	269,270	

24			学習情報	役立つ図書館	90,93	258	
25			収集の支	つながる図書館	90,93	258	
26			援	はぐくむ図書館	90,94	258	
27				地域の図書館	90,94	258	
28				図書館の特徴化	99	257	
29				としょ丸号の強化	100	258	
30				図書館の電子化	102	257	
31	(2) 学びを通じたつながりの推進	① 地域における学習成果の活用	学びを通じたつながりの推進	地域コミュニティの活性化	59,136,143	261,283	
32				地域単位のスポーツの普及促進	51,136	281,283	
33				地域でスポーツ	117,122	281,282	
34				学習成果を発表する機会の充実	生涯学習フェスティバル	5	262
35					いつでもスポーツ	117,119	281
36					どこでもスポーツ	117,120	286
37					だれでもスポーツ	117,121	282,284,285
38					東広島芸術文化ホール「つくる」機能	78,79	267,268
39					東広島芸術文化ホール「そだてる」機能	78,80	267,268
40					東広島芸術文化ホール「つなげる」機能	78,80	267
41					アーツコンシェルジュ事業	68	268
42					くららダンスの日	68	267
43					博物館「はぐくむ」機能	104	269,270
44				博物館「つくる」機能	104	245,270	
45			博物館「つなぐ」機能	104	270		
46			丸ごと美術館	67			
47			地域の学びを支援する人材の育成	生涯学習人材バンク			
48				コミュニティ健康づくり運動パートナー	50,143	283	
49				アーティストバンク			
50			② コミュニティ活動への展開	学びからコミュニティ活動への発展	地域共生社会の実現	3	
51		地域団体とボランティア団体との交流の促進		地域課題の解決	94,108,117,260	259,262	
52	(3) 学びを支える環境づくり	① 生涯学習推進体制の充実と資質の向上	生涯学習推進体制の再編	スポーツ活動の職員体制強化	138,143		
53					造形芸術の職員体制強化	138,145	270
54					歴史・文化財の職員体制強化	138,148	
55					学び・文化活動の職員体制強化	138,139	261
56				地域の学びのネットワークを支援する体制の構築	社会教育関係者研修	44,79,120	234,261
57					地域の安心・安全の推進、青少年健全育成団体の支援		233,235

58		庁内関係 部局との 連携	関係部局とのまなきキャンチャット			
59	②持続可能な生涯学習施設の運営	生涯学習 施設の適 正配置と 効率的・ 効果的な 運営	西条：市民文化センターの国際化・和文化機能	77,84,87	260	
60			黒瀬：黒瀬生涯学習センターの舞台芸術活動推進	77,84,87	260,261	
61			豊栄：豊栄生涯学習センターの音楽・演劇育成事業	77,84,87	260	
62			安芸津：安芸津生涯学習センターの劇団や表現活動支援事業	77,84,87	260	
63			北部：自然史	108		
64			中部：郷土史	108		
65			南部：海文化	108		
66			新文化財センターと郷土史資料館	70,108, 112		
67			廃校施設の聖地化・特徴化	123,127, 133	286	
68			既存施設の聖地化・特徴化	123,131, 135	286	
69			生涯学習 施設の計 画的保全	長寿命化	91,123	263,267, 269,273, 274,286, 287,292
70				文化財の保存と活用	69,105	271,272, 273
71				伝健	69,116	271
72				埋蔵文化財・出土文化財の保全と活用	70,111	276,277

※5 表の内容については、計画策定の過程で変更する場合がある。

※6 表中、「行動計画頁数」は「学びのキャンパス推進事業における行動計画」の頁数

※7 表中、「R5事務事業頁数」は「令和5年度目的別事業群説明書（予算）」の頁数